

平成29年4月 議会月例報告会

平成29年4月27日
教育総務課

□報告事項

1 スクールソーシャルワーカーの教育委員会事務局配置について

(1) スクールソーシャルワーカーの役割

児童生徒の不登校や問題行動、いじめ問題等が、児童生徒の置かれている家庭や保護者の環境に起因するケースが増加しているなかで、学校だけでは対処できない事案をスクールソーシャルワーカーが見立てをし、関係機関と連携して問題解決にあたります。

(2) スクールソーシャルワーカーの配置替え

- ・学校配置型から学校巡回・訪問型へ

| 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|
| 東伯中学校 | 教育総務課 |

(3) 配置替えで期待できる効果

- ・教育長を中心に、専門職による支援検討会を随時開催し、支援の方向性を確認できる。
- ・町長部局との連携を推進し、ケース対応を迅速・的確に行える。

福祉あんしん課：障がい福祉担当、福祉事務所、生活困窮者自立相談支援

子育て健康課：子育て応援室（要保護児童対策協議会）

※スクールソーシャルワーカーとは

学校での困りごとを抱えている子どもと家族を支えるため、福祉の専門的な知識・技術を用いて相談業務にあたり、関係機関と連携しながらケースの置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ「福祉」の専門職で、教育と福祉をつなぐ役割をします。